

短期入所施設西之島の郷

運 営 規 程

令和 6 年度改正版

社会福祉法人 齊慎会

## 第1章 事業の目的及び運営方針等

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人斉慎会が開設する短期入所施設西之島の郷（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が適正な短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービス（以下、「介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

### (短期入所生活介護の運営方針)

第2条 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

### (介護予防短期入所生活介護の運営方針)

第3条 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による介護サービスの提供に努め、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町、介護予防支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携により、指定介護予防短期入所介護の提供開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 短期入所施設西之島の郷
- 二 所在地 磐田市西之島 26 番地 1

## 第2章 職員の職種、員数及び職務内容

### (職員)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。（介護職員を除く全ての職員は、特別養護老人ホームを兼務する。）

- |            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 一 施設長（管理者） | 1名（常勤）                          |
| 二 医師       | 1名以上（非常勤嘱託）                     |
| 三 生活相談員    | 1名以上（常勤）                        |
| 四 介護職員     | 8名以上（常勤換算）<br>（内、ユニットリーダー2名は常勤） |
| 五 看護職員     | 1名以上（常勤換算）                      |
| 六 管理栄養士    | 1名以上（常勤）                        |
| 七 機能訓練指導員  | 1名以上（看護職員が兼務）                   |
| 八 事務員      | 施設の実情に応じて適当数                    |
| 九 調理員（委託）  | 施設の実情に応じた適当数                    |

2 前項に定める者のほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

3 職員は、専ら当該事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職務)

第6条 職員は、事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- 一 管理者は、事業所の業務を統括すると共に、利用者の状況を随時把握し、必要に応じて対策を指示する。また、社会福祉法人及び事業所としての理念を職員に伝え指導する。管理者に事故があるときは、あらかじめ管理者が定めた職員が管理者の職務を代行する。
- 二 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- 三 生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切な介護サービスが提供されるよう、事業所内の調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- 四 介護職員は、利用者の日常生活の介護、指導、援助に従事する。
- 五 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- 六 管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- 七 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

第3章 利用定員

(定員)

第7条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

階	ユニット名称	居室の種類	定員
1階	めぐみ街	個室10室	10名
	みそら街	個室10室	10名
合計	2ユニット	個室20室	20名

- 2 ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし災害等やむを得ない事情のある場合はこの限りではない。
- 3 併設する特別養護老人ホーム西之島の郷の80床については、空床型として利用することができる。

第4章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日とする。
- (2) 営業時間 24時間とする。

第5章 利用者に対する介護サービスの内容及び利用料の額

(契約内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 事業所は、介護サービスの提供の開始に際して、利用申込者に契約書及び重要事項説明書、その他の介護サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し利用者の同意を得る。

(介護サービス利用の使用開始及び終了)

第10条 利用を希望する者は居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所を通じ利用することができる。

利用を希望する者より直接申し込みがあった場合は、上記事業所の紹介等含めて利用案内をおこなう。

- 2 事業所は正当な理由なく介護サービスの提供を拒否しない。
- 3 介護サービスの終了は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づく終了の外、利用者の意思及びその他の理由により介護サービスの中止の申し出があった場合、利用者との合意を得ることにより終了する。

(介護サービス計画の作成)

第11条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護職員及び生活相談員に、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下、「介護サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させる。

- 2 介護サービス計画の作成を担当する介護職員等（以下、「計画担当職員」という。）は、利用者の能

力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者の自立を支援する上での課題を把握する。

3 計画担当職員は、利用者や家族の希望、把握した課題に基づき、介護サービス計画を作成し、利用者に説明し、同意を得る。

(介護サービスの取扱方針)

第12条 事業所は、介護サービスの提供に当たって、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、介護サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。

2 事業所は、介護サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。

3 事業所は、介護サービスの提供に当たって、利用者のプライバシーの確保に配慮するものとする。

4 事業所は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態・要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に介護サービスを提供するものとする。

5 職員は、介護サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、介護サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うものとする。

6 事業所は、介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わないものとする。

7 前項の身体的拘束を行う場合には利用者本人及び家族の許可を得ることとし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

8 事業所は、自らその提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第13条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。

3 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。

4 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行うものとする。

5 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを排泄毎随時に取り替えるものとする。

6 事業所は、褥瘡が発生しないよう対策を策定し、適切な介護を行わなければならない。

7 事業所は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。

8 事業所は、常時1名以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

9 事業所は、利用者に対し、その利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第14条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。

3 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

4 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第15条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はそ

の家族に対し、その相談に誠実に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第16条 事業所は、利用者との合意に基づき、心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第17条 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

2 事業所の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない利用者についてはこの限りでない。

3 利用者が入院治療等の必要が生じた場合は、協力医療機関である磐田市立総合病院に対応の要請をすることとする。

(協力医療機関等)

第18条 事業所は、治療を必要とする利用者のための協力医療機関として、磐田市立総合病院および**ハートセンター磐田**を定める。

(利用料等)

第19条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 前項の規定によるほか、利用者から次の利用料の支払いを受けることができる。

一 食事の提供に要する費用として、1日につき1,780円。但し、朝食500円、昼食680円(おやつ代50円を含む)、夕食600円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとする。なお、介護保険負担限度額認定証の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と事業所設定金額のどちらか低い額とする。

二 滞在に要する費用として、1日あたり2,066円。但し、介護保険負担限度額認定証の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

三 利用者の選定により、通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の送迎の実施地域を超えた地点から居宅までの交通費1kmにつき20円。

四 利用者の希望により理美容に要する費用として、1回につき2,000円。

五 前各号に掲げるもののほか、介護サービスにおいて提供される便宜のうち、利用者の希望によって身の回り品として日常生活に必要な物品を施設が提供する費用として、1日につき下記に掲げる額。

(1) 石鹸類 1日60円(ハンドソープ15円、リンスインシャンプー30円、ボディソープ15円)

(2) タオル類 1日50円(バスタオル30円、フェイスタオル20円)

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名捺印を受けるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第20条 通常の送迎の実施地域は、磐田市、袋井市とする。

(施設利用に当たっての留意事項等)

第21条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

一 けんか、口論又は暴力行為、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑になることをしないこと。

二 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。

三 施設、備品その他の器具を破損し、又はこれらを事業所外に持ち出さないこと。

2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、当該利用者に対し、所定の手続きにより、介護サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

一 事業所の秩序を乱す行為をしたとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

三 故意にこの規程に違反したとき。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第22条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を行う。
- 3 事業所は、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底しなければならない。
- 4 事業所は、日頃から消防団や地域住民と連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえらるような体制を整えなければならない。

## 第7章 その他事業所の運営に関する重要事項

(緊急時などにおける対応方法)

第23条 職員は、現に介護サービスの提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第24条 事業所は、事故発生の防止のための指針を定めるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、原因の分析を通じた改善策を定めて職員に周知徹底するものとする。
- 3 事業所は、事故発生の防止のための委員会を設置するものとする。
- 4 事業所は、事故発生の防止のための研修を、年2回以上職員に対して行うものとする。
- 5 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 6 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理及び損害賠償)

第25条 事業所は、利用者又はその家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応し、苦情処理の内容・対応等の記録を保存するものとする。

- 2 利用者又はその家族からの苦情に対して、市町が行う調査に協力するとともに、助言を受けた場合には改善に努めるものとする。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに対応するものとする。

(衛生管理等)

第26条 事業所は、利用者の使用する施設、食器、その他の設備及び飲料水について、衛生的な管理に努める。

(秘密保持等)

第27条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(重要事項の掲示)

第28条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、嘱託医並びに協力医療機関、利用料その他の介護サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(会計の区分)

第29条 事業所は、当該介護サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

- 2 事業所の経理は、社会福祉法人斉慎会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

第30条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 事業所は、利用者への介護サービス提供の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
  - 一 介護サービス計画
  - 二 利用者へ提供した具体的な介護サービスの内容等の記録
  - 三 第12条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 利用者に関する市町への通知に関する記録

五 第24条第5項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

六 第25条第1項に規定する苦情処理の内容等の記録

(身体拘束に関する事項)

第31条 施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また、施設として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(虐待防止に関する事項)

第32条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、つぎの措置を講ずるものとする。

一 虐待を防止するための職員に対する定期的な研修の実施

二 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る

三 虐待防止のための指針の整備

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第33条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人斉慎会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成21年2月13日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。